

「(仮称)練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(素案)」の概要

1 条例制定の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)」(以下「分権法」という。)が平成25年6月14日に公布されたことにより、介護保険法(平成9年法律第123号)が改正されたほか、関連する法令についても改正が行われた。

これらの改正により、従来、国において定めていた「指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」等について、区の条例で定めることとされた。これを受け、区として新たにこれらの基準について条例を制定する。

条例制定に当たっては、「従うべき基準」(厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの)、「参酌すべき基準」(厚生労働省令で定める基準を参酌するもの)が示されている。区では国の基準を踏まえ、区の基準を定めることとする。

2 対象とするサービス

「指定介護予防支援」および「基準該当介護予防支援」

3 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)
- (2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)
- (3) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。)

4 区の考え方

- (1) 分権法による改正後の介護保険法第59条第1項第1号ならびに第115条の24第1項および第2項により、地方公共団体の条例で定めることとされた基準で、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に該当するとされた項目について、それぞれ以下のとおり整理する。

「従うべき基準」... 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

ア 介護予防支援に従事する従業者に係る基準および員数

- ・従業者およびその員数
- ・管理者

イ 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇および安全の確保ならびに秘密の保持等に密接に関連するもの

- ・内容および手続の説明および同意
- ・サービス提供拒否の禁止
- ・秘密保持等
- ・事故発生時の対応

省令で定める国の基準どおりとする。

「参酌すべき基準」... 地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準および介護予防支援の事業の運営に関する基準

指定介護予防支援事業者としてのサービス提供の精神や必要な事務処理についての基準であり、特段変更する理由がないため、省令で国の定める基準どおりとする。

(2) 分権法による改正後の介護保険法第115条の22第2項第1号により、区市町村が条例で定めることとされた基準で、「従うべき基準」に該当するとされた項目について、以下のとおり整理する。

- ・指定介護予防支援事業者の指定に係る法人格の有無に係る基準

施行規則で定める国の基準どおりとする。

【主な基準】

区分	項目	主な内容		
		国の基準の概要	条例内容	
介護予防支援（基準該当介護予防支援を含む。）	従うべき基準	・申請者の法人格の有無に係る基準	指定介護予防支援事業の申請者の基準「法人であること」	国の基準と同じ
		・従業者に係る基準および員数	従業者およびその員数、管理者	国の基準と同じ
		・利用者の適切な利用、処遇および安全の確保ならびに秘密の保持に密接に関連するもの	内容および手続の説明および同意、サービス提供拒否の禁止、秘密保持、事故発生時の対応	国の基準と同じ
	参酌すべき基準	・上記項目以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準および介護予防支援の事業の運営に関する基準	趣旨および基本方針、指定介護予防支援の業務の委託、管理者の責務、運営規定、勤務体制の確保、設備および備品等、指定介護予防支援の基本取扱方針、指定介護予防支援の具体的取扱方針 等	国の基準と同じ